

前回の議論の振り返り 府/市町村の役割と府の基準設定の考え方

令和4年8月25日

脱炭素社会推進課

環境管理課

前回いただいた主な御意見①

1. 制度の大枠、国・府・市町村の役割

- 府の基準は、基本となるレイヤーに当たる情報や地域だけではコントロールできない要素を定めることとし、その先は市町村等が地域社会のことを考えて促進区域を設定するのがよいのではないか。

2. 再エネ導入目標量を踏まえた基準設定

- 達成すべきは「2050年実質ゼロ」であり、2030年度だけでなく先も見据えるべき。
- 府の再エネ導入目標に必要な面積・基数及び算定根拠を示して欲しい。
- 国土利用計画や土地利用基本計画など、年次目標として森林や農地の位置や広さ等を定める計画もゾーニングの一種であるため、これらとの整合にも留意されたい。

3. 環境配慮事項の内容とその検討方法

- 各法令の規制内容に応じて、除外する区域かどうかを議論するべき。
- ハザードマップにも検討が必要ではないか。
- 環境影響の場所的・時間的な広がりにも一定の留意が求められる。
- 盛土規制法や土壤汚染対策法の対象地域は、基準に加えることを検討すべきではないか。
- 景観については、大きなエリアで網掛けすることが難しいため、細やかに検討していくものとする考え方を盛り込む必要がある。
- 土地の安定性への影響の項目について、今後の気候変動の影響（降雨量の増加等）にも留意されたい。

前回いただいた主な御意見②

4. 促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例

- 再エネ事業から得られる収益を地元還元することや地元企業を巻き込む取組は良い事例。
- 地域経済等への貢献については、地域の方々が主体的に事業に参画することが望ましいが、この制度の配慮書手続が省略により地域とのコミュニケーションの機会が一つ失われることを懸念。
- 具体的な取組の例示は大変よいと思う。促進区域を設定する市町村にとって、代表的なものをわかりやすく示していただきたい。
- 再エネ導入には災害時の非常電源としての活用等の活用コベネフィットもある。色々なコベネフィットも整理していただくと地域の方の理解醸成に繋がることが期待される。
- 景観については、保全や調和という議論になりがちであるが、新しい未来型の景観を作るという視点で、積極的に再エネを導入することもあり得る。

5. 基準の公表

- 促進区域外（基準で除外する区域等）では再エネ導入が禁止されるという誤解が広がらないように留意いただきたい。

府/市町村が実行計画に定める項目と府の基準設定の考え方

- 府は、法に基づき、生活環境、自然環境、景観保全に配慮し、安心安全の確保をしながら、最大限の再エネ導入を図るため、市町村が法に基づき促進区域の設定等をするに当たり、**環境配慮基準を設定**するとともに、市町村の実行計画への項目設定に資するよう**促進区域の例示**や**地域の持続的発展に資する取組の例示**を行う方針
- 環境配慮基準の設定に当たっては、府の再エネ導入目標の達成と「地域の再エネポテンシャルを最大限生かした意欲的な（市町村の）再エネ目標の実現を目指す」という制度趣旨を鑑み、**最低限除外する区域等のみを基準として設定し、市町村の裁量を確保**することとしたい。

府 [法定項目 (環境配慮基準)]

- 促進区域の設定において除外する区域 (×)、促進区域の設定や事業計画の認定において市町村が考慮すべき区域・事項等 (△) の設定【**実行計画への明記**】

府 [法定外項目]

- 市町村が設定する**促進区域 (○) の例示**
- 市町村が設定する「**地域経済・社会の持続的発展に資する取組**」の例示

市町村 [法定項目]

- 促進区域の設定【**実行計画への明記**】

市町村 [法定項目]

- 事業計画の認定を受けようとする事業者求められる「**地域の環境の保全のための取組**」及び「**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**」の設定【**実行計画への明記**】

参考（地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー）

